

社会福祉法人 潤青会

特別養護老人ホーム 真ほろば

重要事項説明書

様に対する施設サービス提供開始にあたり、厚生省令第39条第4条に基づいて、当事業者が説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者及びご利用施設

事業者名	社会福祉法人 潤青会
法人所在地	群馬県藤岡市藤岡字高崎道西 1019 番地 2
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 梅澤 徹
施設名	特別養護老人ホーム 真ほろば
施設所在地	群馬県藤岡市藤岡字高崎道西 1019 番地 2
管理者名	管理者 梅澤 久美子
電話番号	0274-23-6520
FAX 番号	0274-23-6511
指定事業者番号	1070900509 (群馬県指令介第 490 号)

2. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		群馬県知事の指定事業		利用定数
		指定年月日	事業所番号	
施設	特別養護老人ホーム	平成 17 年 10 月 1 日	1070900509 (群馬県指令介第 490 号)	70 人
		小規模生活単位型 7 ユニット		
居宅	短期入所生活介護	平成 17 年 10 月 1 日	1070900533 (群馬県指令介第 493 号)	10 人
	通所介護	平成 17 年 10 月 1 日	1070900525 (群馬県指令介第 492 号)	25 人
居宅介護支援事業		平成 17 年 10 月 1 日	1070900541 (群馬県指令介第 494 号)	
グループホーム		平成 27 年 4 月 1 日	1090900091 (藤介収第 977 号)	9 人

3. 施設設備の概要

- ・ 特別養護老人ホーム

敷 地		8871.95㎡
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造2階建（耐火建築物） 鉄骨造1階建（耐火建築物）
	延べ床面積	4253.68㎡
	利用定員	70名 小規模生活単位型 7ユニット

(1) 居室（ユニットケア）

居室の種類	室数	面積	一人当たりの面積
1人部屋	53室	874.50㎡	16.50㎡
1人部屋	10室	163.90㎡	16.39㎡
1人部屋	4室	65.34㎡	16.335㎡
1人部屋	2室	32.76㎡	16.38㎡
1人部屋	1室	17.00㎡	17.00㎡

居室には、ベッド、枕元灯、ナースコール、洗面台、クローゼットを備品として備えてあります。

(2) 主な設備

設備の種類	数 量	面 積	一人当たりの面積
食堂及び機能訓練室	7室	673.46㎡	9.62㎡
一 般 浴 室	1室	21.0㎡	
機 械 浴 室	特殊浴槽	3台	
個 人 浴 槽	3室	4台	
ユニットキッチン	7箇所	4.42㎡	
医 務 室	1室	15.95㎡	

(注) 食堂の指定基準は、一人当たり 2.00㎡（ユニットケア）

浴室には、特殊浴槽や個人浴槽を配置し、入所者の状態に応じて使い分けております。医務室は、入所者の診療・治療のために設けられた医療法に規定する診療所であり、入所者のために必要な医薬品および医療器具を備えております。

トイレは各ユニットに2つあり、また、夜間は居室にポータブルトイレを設置し、入所者の状態と、プライバシーに配慮した排泄介助を行っております。

4. 職員の勤務体制

従業員の種類	職員数	勤務体制	休日
施設長	1	常勤で勤務（8：30～17：30）	4週8休
生活相談員	1	常勤で勤務（8：30～17：30）	4週8休

介護職員	36	早番（7：00～16：00） 日勤（8：30～17：30） 遅番（10：00～19：00） 遅番（11：00～20：00） 夜勤（16：45～8：45）	4週8休
看護職員	6	正規の勤務時間 早番（7：30～16：30） 日勤（8：30～17：30） 遅番（10：00～19：00） 待機	4週8休
介護支援専門員	1	常勤（8：30～17：30）	4週8休
機能訓練指導員	1	看護職員・機能訓練員が実施します	
医師	1	週1回 往診	
管理栄養士	1	常勤で勤務（8：30～17：30）	4週8休

5. 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食事	管理栄養士の作成した献立表により、バラエティ豊かな食事を提供します。また、栄養ケアマネジメントを実施することにより、入所者それぞれの身体状況に配慮した食事を提供し、健康状態の維持に努めます。また、食事はできるだけ離床してリビングで食べていただけるように配慮します。 食事時間 朝食 8：00～ 昼食 12：00～ 夕食 18：00～
排泄	入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	入居者の状態に応じて適切な入浴又は清拭を行います。
離床 着替え 整容等	寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し適切な整容が行われる様援助します。 シーツ交換は週1回実施し、その他、適時交換いたします。
機能訓練	機能訓練指導員による入所者の状況に適合した機能訓練を行い、

	身体機能の低下を防止する様努めます。
健康管理	嘱託医師により、週1回往診日を設けて健康管理に努めます。 また、緊急等必要な場合には嘱託医師あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。 入所者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできる限り配慮します。
相談及び援助	当施設は、入所者及びその御家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口) 生活相談員
社会生活向上の便宜	当施設は必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りある物とする為、適宜レクリエーション行事を企画します。

(2) 介護給付外サービス

サービスの種類	内 容
ユニット型居住費	小規模生活単位型介護老人福祉施設を利用することに伴う個室料金
理容・美容	毎月1回程度、理美容師の出張による理髪・美容サービスを希望によりご利用いただけます。
日常生活品の購入代行	利用者及びご家族が自ら購入が困難である場合は、施設の購入代行サービスをご利用いただけます。
金銭管理	自らの手による金銭の管理が困難な場合は、金銭管理サービスをご利用いただけます。 保管管理者：施設長が責任を持って管理します。 3ヵ月毎に、金銭出納の報告をいたします。

6. 利用料

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該介護老人福祉施設のサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

(1) 介護報酬告示額

①基本料金

介護度	1日あたりの料金	自己負担1割の方	自己負担2割の方	自己負担3割の方
要介護1	6,700円	670円	1,340円	2,010円
要介護2	7,400円	740円	1,480円	2,220円
要介護3	8,150円	815円	1,630円	2,445円
要介護4	8,860円	886円	1,772円	2,658円
要介護5	9,550円	955円	1,910円	2,865円

②加算料金

加算名	1日あたりの料金	自己負担1割の方	自己負担2割の方	自己負担3割の方
日常生活継続支援加算	460円	46円/1日	92円/1日	138円/1日
看護体制加算Ⅰ	40円	4円/1日	8円/1日	12円/1日
看護体制加算Ⅱ	80円	8円/1日	16円/1日	24円/1日
夜勤職員配置加算Ⅱ	180円	18円/1日	36円/1日	54円/1日

夜勤職員配置加算Ⅳ	210 円	21 円／1 日	42 円／1 日	63 円／1 日
生活機能向上連携加算Ⅰ	1,000 円	100 円／1 月	200 円／1 月	300 円／1 月
生活機能向上連携加算Ⅱ	2,000 円	200 円／1 月	400 円／1 月	600 円／1 月
個別機能訓練加算Ⅰ	120 円	12 円／1 日	24 円／1 日	36 円／1 日
個別機能訓練加算Ⅱ	200 円	20 円／1 月	40 円／1 月	60 円／1 月
個別機能訓練加算Ⅲ	200 円	20 円／1 月	40 円／1 月	60 円／1 月
A D L 維持等加算Ⅰ	300 円	30 円／1 月	60 円／1 月	90 円／1 月
A D L 維持等加算Ⅱ	600 円	60 円／1 月	120 円／1 月	180 円／1 月
若年性認知症入所者受入加算	1,200 円	120 円／1 日	240 円／1 日	360 円／1 日
外泊時費用	2,460 円	246 円／1 日	492 円／1 日	738 円／1 日
外泊時在宅サービス利用費用	5,600 円	560／1 日	1,120／1 日	1,680／1 日
初期加算	300 円	30 円／1 日	60 円／1 日	90 円／1 日
退院時栄養情報連携加算	700 円	70 円／1 月	140／1 月	210 円／1 月
再入所時栄養連携加算	2,000 円	20 円／1 回	40 円／1 回	60 円／1 回
退所前訪問相談援助加算	4,600 円	460 円／1 回	920 円／1 回	1,380 円／1 回
退所後訪問相談援助加算	4,600 円	460 円／1 回	920 円／1 回	1,380 円／1 回
退所時相談援助加算	4,000 円	400 円／1 回	800 円／1 回	1,200 円／1 回
退所前連携加算	5,000 円	500 円／1 回	1,000 円／1 回	1,500 円／1 回
退所時情報提供加算	2,500 円	250 円／1 回	500 円／1 回	750 円／1 回
協力医療機関連携加算	500 円	50 円／1 月	100 円／1 月	150 円／1 月
	50 円	5 円／1 月	10 円／1 月	15 円／1 月
栄養マネジメント強化加算	110 円	11 円／1 日	22 円／1 日	33 円／1 日
経口移行加算	280 円	28 円／1 日	56 円／1 日	84 円／1 日
経口維持加算Ⅰ	4,000 円	400 円／1 月	800 円／1 月	1,200 円／1 月
経口維持加算Ⅱ	1,000 円	100 円／1 月	200 円／1 月	300 円／1 月
口腔衛生管理加算Ⅰ	900 円	90 円／1 月	180 円／1 月	270 円／1 月
口腔衛生管理加算Ⅱ	1,100 円	110 円／1 月	220 円／1 月	330 円／1 月
療養食加算	60 円	6 円／1 回	12 円／1 回	18 円／1 回
特別通院送迎加算	5,940 円	594 円／1 月	1,188 円／1 月	1,782 円／1 月
配置医師緊急時 対応加算	3,250 円	325 円／1 回	650 円／1 回	975 円／1 回
	6,500 円	650 円／1 回	1,300 円／1 回	1,950 円／1 回
	13,000 円	1,300 円／1 回	2,600 円／1 回	3,900 円／1 回
看取り介護加算Ⅰ	720 円	72 円／1 日	144 円／1 日	216 円／1 日
	1,440 円	144 円／1 日	288／1 日	432 円／1 日
	6,800 円	680 円／1 日	1,360 円／1 日	2,040 円／1 日
	12,800 円	1,280 円／1 日	2,560 円／1 日	3,840 円／1 日
看取り介護加算Ⅱ	720 円	72 円／1 日	144 円／1 日	216 円／1 日
	1,440 円	144 円／1 日	288／1 日	432 円／1 日
	7,800 円	780 円／1 日	1,560 円／1 日	2,340 円／1 日
	15,800 円	1,580 円／1 日	3,160 円／1 日	4,740 円／1 日

在宅復帰支援機能加算	100円	10円/1日	20円/1日	30円/1日
在宅・入所相互利用加算	400円	40円/1日	80円/1日	120円/1日
認知症専門ケア加算Ⅰ	30円	3円/1日	6円/1日	9円/1日
認知症専門ケア加算Ⅱ	40円	4円/1日	8円/1日	12円/1日
認知症チームケア推進加算Ⅰ	1,500円	150円/1月	300円/1月	450円/1月
認知症チームケア推進加算Ⅱ	1,200円	120円/1月	240円/1月	360円/1月
認知症行動心理症状緊急対応加算	2,000円	200円/1日	400円/1日	600円/1日
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	30円	3円/1月	6円/1月	9円/1月
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	130円	13円/1月	26円/1月	39円/1月
排せつ支援加算Ⅰ	100円	10円/1月	20円/1月	30円/1月
排せつ支援加算Ⅱ	150円	15円/1月	30円/1月	45円/1月
排せつ支援加算Ⅲ	200円	20円/1月	40円/1月	60円/1月
自立支援促進加算	2,800円	280円/1月	560円/1月	840円/1月
科学的介護推進体制加算Ⅰ	400円	40円/1月	80円/1月	120円/1月
科学的介護推進体制加算Ⅱ	500円	50円/1月	100円/1月	150円/1月
安全対策体制加算	200円	20円/1回	40円/1回	60円/1回
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	100円	10円/1月	20円/1月	30円/1月
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	50円	5円/1月	10円/1月	15円/1月
新興感染症等施設療養費	2,400円	240円/1日	480円/1日	720円/1日
生産性向上推進体制加算Ⅰ	1,000円	100円/1月	200円/1月	300円/1月
生産性向上推進体制加算Ⅱ	100円	10円/1月	20円/1月	30円/1月
サービス提供体制強化加算Ⅰ	220円	22円/1日	44円/1日	66円/1日
サービス提供体制強化加算Ⅱ	180円	18円/1日	36円/1日	54円/1日
サービス提供体制強化加算Ⅲ	60円	6円/1日	12円/1日	18円/1日
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1月につき +所定単位数×140/1,000			
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	1月につき +所定単位数×136/1,000			
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	1月につき +所定単位数×113/1,000			
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	1月につき +所定単位数×90/1,000			

(2) 法定外給付

ユニット型個室 居住費	1日あたり 2,100円
不在時居室料	1日あたり 1,858円
食費	1日あたり 1,600円
電 気 代	
個人の持ち込みによる電気代	40円/1品目につき1日

介護負担限度額認定証の発行を受けている方は、認定証に記載されている居住費・食費の額となります。

(3) 入所者の選定により提供するもの

区分	利用料
特別な食事	要した費用の実費
日常生活に要する費用	居酒屋・喫茶コーナーの利用料金

で本人に負担していた だくことが適当である もの	日常生活費の購入代金 レクリエーション費用 クラブ活動費用 理美容代金
--------------------------------	--

7. サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 入所者またはその家族は、体調の変化があった際には施設職員にご一報ください。
- (2) 入所者は、施設内の機械及び器具を利用される際は、必ず職員に声をかけてください。
- (3) 施設内での金銭及び食べ物等のやり取りは、ご遠慮ください。
- (4) 栄養ケアマネジメント実施にあたり、飲食物のお持込については、必ず職員に声かけし職員確認のうえお願いいたします。また、居室への保存はご遠慮ください。
(やむを得ずおいていかれる場合は、職員がお預かりいたします。)
- (5) 職員に対する贈り物や、飲食のもてなしは、ご遠慮いたします。

8. 非常災害時の対策

施設では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、夜間及び昼間を想定した避難訓練を、年2回以上、入所者及び職員参加の上、実施しています。

	設備名称	数量など	設備名称	数量など
防災設備	スプリンクラー	あり	防火扉	6
	避難階段	2	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	39	漏電火災報知器	なし
	ガス漏れ報知器	あり	非常電源	あり
	近隣との協力関係	地元防災協力員の協力を得、近隣自治会との非常災害時の協力を得ています。		
防火管理者	富 田 雅 之			

9. 緊急時の対応

サービス提供時に入所者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村および関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

11. 守秘義務に関する対策

施設及び職員は、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を保守いたします。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

1 2. 苦情等申立先

サービスに関する相談や苦情については下記の窓口で対応いたします。

当施設ご利用相談室	窓口	真ほろば事務室
	担当者	苦情受付担当者・受付ボックス
	ご利用時間	毎日 8 : 30 ~ 17 : 30
	ご利用方法	電話 0274-23-6520
	面接	ご利用時間 随時

公的機関においても、次の機関において苦情申し立てができます。

藤岡市介護保険課	0 2 7 4 - 2 2 - 1 2 1 1
群馬県介護高齢課	0 2 7 - 2 2 3 - 1 1 1 1
国民健康保険団体連合会	0 2 7 - 2 9 0 - 1 3 2 3

1 3. 協力医療機関等

施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、入所者の状態が急変した場合などには、速やかに対応をお願いしています。

- ・栗原胃腸科外科医院
- ・くすの木病院
- ・光病院
- ・鬼石病院
- ・公立藤岡総合病院
- ・中島歯科医院
- ・いとう眼科医院

緊急時の連絡先については、契約時に連絡網記入欄にご記入いただいた順番に連絡いたします。

1 4. 虐待の防止のための措置

当施設は、ご利用者様の人権の擁護・虐待等の防止のため、虐待を防止するための従業者に対する研修の実施、ご利用者様及びその家族からの苦情処理体制の整備、その他虐待防止のために必要な措置、責任者の設置等の措置を行っています。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者 梅澤 久美子

(2) 苦情解決体制を整備しています。

(3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(4) 虐待防止委員会を設置しています。

1 5. 身体的拘束に関する事項

(1) 当施設は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

- (2) やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続き等厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」及び事業所が定める「身体的拘束等の適正化のための指針」を遵守し適正な取扱いにより行うものとし、その実施状況を報告します。

16. 衛生管理等

当施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

17. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18. 就業環境の確保

当施設は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

19. 情報公開制度について

当施設は介護サービス情報公開制度の規定どおり、年1回の情報公開を実施しております。群馬県介護サービス情報公開センターのホームページにて公開しております。

<http://www.kaigo-joho.pref.gunma.jp/>

ご覧になれない方には、お申し出により同一内容の閲覧サービスを実施しておりますので、お申し出ください。

20. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	無	実施日	—
		評価機関名称	—
		結果の開示	—